

三好市における文書調査

地方史班（徳島地方史研究会）

大岩 義雄¹ 菅野 将史¹ 金原 祐樹¹ 須藤 茂樹¹ 寺本 純子¹ 徳野 隆^{1*}
町田 哲¹ 松下 師一¹ 松永 友和¹ 宮本 和宏¹

要旨：三好市域に残されている古文書の調査を通して、未解明の部分が多い祖谷地方の名の内部構造、江戸時代後期の大坂町奉行所役人への藩の対応や、幕末期の武芸勧諭について考察する。

キーワード：下川家文書、中屋名、古郷家文書、大坂町奉行所与力・同心、武芸勧諭

1. はじめに

1) 江戸時代における地域の歴史的概観

現在の三好市域は、江戸時代には東西祖谷が美馬郡（西祖谷は一時三好郡）に属していた他はすべて三好郡に属し、一貫して徳島藩領であった。池田には阿波九城のひとつである池田（大西）城が築かれ、一国一城令による廃城後も代官・郡代陣屋が置かれるなど行政の中心となった。江戸時代中期以降、三好郡では煙草の栽培がさかんになり、池田や辻には製造・販売業者が集中していた。また、郡内を貫流する吉野川は交通の大動脈として人びとの暮らしに経済に大きな影響を与えていた。

祖谷地方では、天正13年（1585）と元和6年（1620）に蜂須賀氏の支配に抵抗して起こった2回の祖谷山一揆の鎮圧に活躍した喜多氏が、代々政所として祖谷山全体を統括していた。祖谷山は36の名（東祖谷12・西祖谷24）に分かれており、それぞれの名は中世土豪の系譜を引く名主が住民を名子として支配する独特の体制が江戸時代の終わりまで続いている。

2) 調査の概要

平成29年度の調査では史料所蔵者のご厚意によ

り、中屋名（現三好市西祖谷山村吾橋）の名主であった下川家文書を調査して119点の近世・近代文書を確認し、別添の目録作成と並行して部分的に写真撮影を行った。また、三好市山城支所に保管されている旧山城町域や旧三野町域（こちらは平成14年度の総合調査で調査済み）関係の棟付帳等の仮目録を作成した他、旧喜多家住宅や平成30年3月に休校した井内小学校などの調査も行った。平成30年度の調査では三好市郷土資料館に保管されている井川町辻の古郷家文書の調査・写真撮影を行った。

今回の報告書では、このうち下川家文書と古郷家文書調査の一端を紹介する。

2. 下川家文書について

今回の調査において確認できた下川家文書の中で最古の年記を持つのが、慶長17年（1612）の検地帳写である「三吉（好）郡之内我橋中屋名御検地帳写」（同じ検地帳の写が3冊）である。この検地帳に登載された名高は約13石弱（面積は約3町5反1畝強）で、これが中屋名の高として江戸時代を通して固定化されていくことになる。地目別では田・畠の他に、切畑（焼き畑）が登載耕地面積の6割弱を占めていることが地域の特性を示している。また、

1 徳島地方史研究会会員

* 〒770-0036 徳島市南佐古六番町6-9

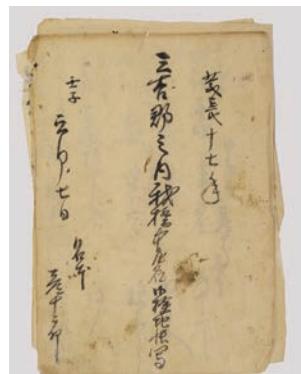
茶・桑・漆・梶（楮に似た紙の原料）などが確認でき、この地域の生業の一端を垣間見ることができる。祖谷山の検地帳はこれまでごくわずかしか確認されておらず、その意味でもきわめて貴重な史料であるといえる。

徳島藩の領民支配の

基本となるのは土地を把握する検地帳と人を把握する棟付帳であった。下川家文書にはこの棟付帳に連なっていく寛永から幕末にかけての「家数人数改帳」が残されている。これらの史料からは近世祖谷山の基本構造である名主一名子の支配関係が、近世前期の段階で徳島藩独自の領民支配体制である壱家（独立した家）一小家（壱家の支配下にある分家や下人などの家）体制に編成されていく過程などが見て取れる。

また、徳島藩は山間部に宍料年貢（年貢として材木などを出す 後に銀納 宍は元々は獸肉のこと）という独自の年貢徵収制度を敷いていた。祖谷山における宍料年貢の徵収・納入システムは未解明の部分が多く、下川家には残されていた幕末期の「御年貢取立帳」はこの面での研究を大きく前進させるものとなる。

近世における祖谷山の歴史については、残された一次史料が少ないこともあって、これまで延享元年（1744）の「祖谷山旧記并喜多源治家系成立」（延享本）と宝暦9年（1759）の「祖谷山旧記」（宝暦本）という2つの「祖谷山旧記」の記述を元に考察が進められてきた。しかし、史料的な限界もあり、個々の名内部の構造や名主と名子の関係性などは十分解明してきたとは言いがたい状況にある。我々地方史班も平成18年度（2006）の三好市旧東祖谷山村総合学術調査において阿佐名主であった阿佐家文書を調査したが、この問題に十分に切り込むことはできなかった。その意味において、今回の調査で確認できた下川家文書の価値は極めて高いものがあるといえる。



三吉(好)郡之内我橋中屋名
御検地帳写

なお、今回調査した下川家文書については、本紀要掲載の町田哲による特別寄稿「近世祖谷山と名に関する考察—中屋名を中心に—」を参照されたい。

3. 古郷家文書について

1) 古郷家について

古郷家は江戸時代以来辻（三好市井川町江戸時代は東井川村の一部）において酒造業・製薬業などを営んできた商家で、江戸時代後期には庄屋や与頭（組頭）庄屋（数ヶ村を統括）などを務めている。



お福印十八組商標

古郷家に残された史料その他によると、同家は浪人して徳島に来住し、佐古六丁目に居を構えた元紀州藩士近後寸渡平を初代としている。彼の四男である二代紀伊國屋七兵衛は寛文10年（1670）に徳島城下の免許町（徳島市西新町付近）から辻に移住。ここに辻での古郷家の歴史が始まる。次の三代八兵衛は元禄9年（1696）に酒造株を取得して酒造業に進出。同家の製薬業としての代表的商品が「お福印十八組」であるが、『辻風土記』（1935年）などには五代八兵衛が回国中の六十六部（六十六部廻国聖のこと。日本全国六十六カ国の国ごとの靈場に法華経を奉納して回った宗教者）から製造法を伝授されたのがはじまり、との伝承を紹介している。しかし、それ以前にさかのぼる可能性もあり、これから課題といえよう。六代久右衛門は享和元年（1801）に藩に30両を献金し、翌年に庄屋に任命される。同3年に井内谷の百姓が強訴のために辻に押し寄せたときに、これを留めおいた功績により苗字・帶刀御免となり、井内谷東西の庄屋役兼帶となる（文化5年（1808）に「役儀御免」）。八代吉右衛門は幕末期に与頭庄屋に任せられ、明治になると大庄屋（一時的に設けられた与頭庄屋の上位の役職）となり、小高取（徳島藩の民籍で最高の身分）の身居（身分）を与えられている。また、彼は新居水竹（徳島藩の儒者 明治3年（1870）の庚午事変で切腹）に書を、

後藤田南溪に画を学び、三木流炮術の免許皆伝も得ている。

古郷家文書はこれまでにも『三好郡志』(1923年)や『辻風土記』(山下待夫1935年)、『井川町誌』『池田町史』など各自治体史に広く活用されてきた。また、『徳島県史料所在目録第二集(三好郡)』(徳島県立図書館1970年)には、同家文書中の主な史料1,094点が掲載されている。

同文書はご子孫の方から三好市に寄贈され、地元の皆さんのが努力で膨大な文書群の整理が行われ、目録も作成されている。今回の地方史班の古郷家文書調査はこの成果に全面的に依拠するものである。

なお、今回は調査の過程で確認できた2つの事例を紹介することにしたい。

2) 大坂町奉行所与力・同心の四国出役関連史料について

江戸時代から明治初期にかけて、幕府や藩から出された命令や通達、村から提出した願書・訴状などを村役人側が書き写した史料を一般に御用留と呼ぶ。古郷家文書の中には「諸御用控」「諸御役所記録帳」などの表題を付された、おそらく与頭庄屋レベルで作成されたと考えられる多数の御用留が残されている。年代は正徳4年(1714)起筆のものが1点で、それ以外は年次のものも含めて江戸時代後期のものである。作成者は不明のものが多いが、表紙に「池田村与頭処」と明記されたものが数点存在する。古郷家が拠点とする東井川村辻と池田村は別の組村に所属しており、これらの史料が古郷家に伝來した経緯は不明である。先に述べたように、同家は明治の初期に一時的に与頭庄屋の上位者である大庄屋に就任しており、その過程で引き継いだ可能性も考えられるが、この点についてはこれからの課題とした。

これらの御用留の中の一つで文化15年(1818改元して文政元年)から文政7年(1824)までの記載のある「文化十五年 諸御触記録帳」(史料番号2-40 史料

番号は『井川古郷家古文書目録』による)の中に、大坂町奉行所与力・同心の阿波国訪問に関する記録が載せられている。

文政2年2月14日、郡代平瀬所兵衛(長茂)は管内の村々に対して一つの回状を発している。幕府の大坂町奉行所の与力・同心らが御用のために四国方面に派遣されるとの連絡が、徳島藩大坂留守居役に伝えられたこと。日程やコースなどの詳細は不明であること。もし、阿波に入国したときにそなえて止宿所などの準備にかかること。境目役人は他国への情報収集を行い、入国の期日が判明した場合は急飛脚で知らせること、というのがその内容で、四国を訪問する与力・同心の氏名と、彼らを迎えるにあたっての次のような注意事項が付されている。

- ①止宿所は間口の広い家を2~3軒用意し、玄関には定紋入りのぼんぼりを灯しておく。
 - ②休泊所の亭主は麻上下着用。門前の盛砂等は不要であるが、定紋入りのぼんぼりは用意しておく。
 - ③与力・同心の夜具は絹紬で、その他は毛綿。
 - ④宿泊費・米代・薪代などは先方が出してきた場合は受け取る。
 - ⑤人家から離れた山道などには小休所を設置しておく。
 - ⑥駕籠は5~6挺用意し、与力が乗る駕籠の人夫は紺色の着物を着用すること。
 - ⑦入国がわかれれば与頭庄屋などが境目まで出迎えに行き、道中の道案内は五人組(庄屋を補佐する村役人)が立付(袴の一種)を着用して務める。
 - ⑧上郡(美馬・三好)方面から入国した与力・同心が船下りを希望すれば、日覆をした船を用意すること。第十より下流は不測の事態が起るかも知れないので、理由を付けて断ること。
- などである。

同月17日付けの平瀬と岩崎与兵衛(安貞 郡代)から三好郡西山村(現三好市池田町)与頭庄屋川人政右衛門・同郡佐野村(同)与頭庄屋唐津忠左衛門宛てた書状によると、この時点でも詳細な情報はつかめておらず、入国がわかった段階で急飛脚で通報し、与頭庄屋が出迎えることを指示している。

このように万端の準備を整えて与力・同心の来訪を待ち受けていた徳島藩側であるが、彼らがいつ・



諸御触記録帳

どのようなルートで入国したのか、そもそも阿波に入国したのか否かも不明である。

幕府直轄都市であった大坂の市政・裁判・警察などを基本職務としていた大坂町奉行であるが、盜賊改めや金公事（金銭貸借に関する裁判）への対応のために与力・同心らをたびたび遠国（主に西日本）に派遣していたことが、大坂側の史料によって知られている。しかし、この大坂町奉行所役人を各藩がどのように受け入れていたかについては、これまでほとんど明らかにされていない。その意味において、古郷家文書が伝えるこの事例は史料的意義を有するものである。

3) 武芸勧諭関係史料について

西洋列強の脅威にさらされた幕末期、従来の軍事体制では対応しきれなくなった幕府や大名は、百姓や町人などを新たに軍事力として編成する方向を模索していく。徳島藩も状況は同様で、幕末段階で農兵隊の編成に着手し、明治2年（1869）の軍制改革では銃士大隊（無役の藩士で編成）・銃卒隊（無役の卒で編成）と共に農兵隊が藩の軍制の中に位置づけられている。

徳島藩の農兵隊の成立と展開についての研究が進んでいるのが淡路国についてである。

淡路国の場合では、①安政5年（1858）頃に本^{もとじめ}役（仕置家老を補佐し藩の財政を担当）支配の在奉公人御鉄炮組に百姓身分の若者を徴募。②ほぼ同時期に尊皇の志士が私的に集めて洋式訓練を施した猟師隊を藩が郷鉄炮（民籍の予備銃卒）として位置づける。この猟師隊は文久3年（1863）の八・一八の政変（幕末期の公武合体派によるクーデター）後に指導者が投獄されて消滅。③文久2年末に藩が淡路国の津名・三原2郡で「身居を持つ者は全員」「御蔵（藩の直轄地）百姓のうち人柄の良い者」を対象に新農兵1,300名の徴募を開始し役中は苗字帶刀御免、という段階を踏んで農兵制度が整えられていった過程が解明されている（菊川兼夫 1978）。淡路農兵隊は長州征伐や戊辰戦争に従軍。明治3年（1870）の庚午事変では稻田家を攻撃する側に回った。なお、文久2年末段階で徴募の目安となった1,300名という農兵の数は驚くべき数値であるが、庚午事変に参加した淡路農兵は1,500名弱であるこ

とを考えると、ここからさらに増強されていることがわかる。

このように一定の研究成果が積み上げられている淡路国に対して、阿波国の農兵についてはいくつかの史料にその存在が散見するのみで、その実態は未解明な部分が多い。

一方、このような農兵制度と表裏の関係にあったと思われる、藩による百姓・町人身分を対象とした武芸奨励及び経験者調査に関する興味深い史料が、古郷家文書「申上覚」（史料番号4-647）である。

表紙に表題等は書かれていませんこの文書は古郷家の関係者（おそらく八代当主の吉右衛門）が関係する2つの文書の写を綴ったものと思われる。

このうち「申上覚」という表題のある文書であるが、作成時期は文久3年と推定される亥年3月。作成者は児島与一右衛門・長田近蔵・岸喜（熹）蔵ら12名で、彼らは領内各地の与頭庄屋たちである。提出先は書かれていませんが、同年5月に12名の一人である三木晋一郎が古郷吉右衛門らに宛てた書簡（史料番号4-605）などからみて、徳島城下に召集された彼ら12名が、藩の諮問に対して出した意見書であることは確実である。

追々攘夷可被仰付御趣意、当國之義者南海ヲ受、海部郡より板野郡迄長々之海岸、川口も多ニ付、海辺付者猶更、海辺遠キ郡柄ニても、平生武芸ヲ嗜候者共之義

にはじまるこの「申上覚」の大意は、

- ①海岸線が長大で川口も多い阿波国では、海岸はもちろん内陸の郡においても、武芸を嗜む者を呼び出し、その程度に応じて召し使うことも必要なので、武芸奨励のための勧諭が必要である。
- ②炮術については特に奨励が必要で、修行を希望する者は新流希望者・古流希望者それぞれに組を組織するとスムーズに事が進む。
- ③小高取以下の身居を持っている者は20名程度で一組を編成し、各組に2名程度の勧諭役を置く。15歳から60歳の者は剣術・炮術の師匠について修行させる。2~3組毎に武芸経験のある与頭庄屋から元取才判役を宛てる。
- ④小高取以下の身居人のうち、一家全員が夫役（百姓身分が負担する役儀）御免の家は子弟にいたる

まで、本人・惣領のみ御免の家は御免の者のみを組に参加させる。免除となった子弟の者も武芸経験者などは参加させる。この場合、子弟も稽古場のみでは脇指御免とする。庄屋は一村の長であり、従来から一家・小家（分家等）迄も夫役御免なので、子弟も組に参加させる。

⑤剣術については家業の合間に稽古させ、師匠・師範代等からの報告に基づき、不出精者には勧諭役から意見させる。農閑期の1～2ヶ月に一度程度は最寄りの神社等で2～3組合同の打込稽古を行う。

⑥砲術については、郷鉄炮以外に経験者は少なく、組を編成するのは困難である。山分殺生人（獵師）や里分で小鳥などを狩っている者が多数いる。正式の訓練は受けていないが、高い技術を持つ者も多いので、彼らに新流・古流希望の砲術を学ばせると良いのではないか。

⑦馬術・槍術・弓術は郷分でも稀に経験者がおり、これを学ぶことに差し障りはないが、今回は勧諭の対象からははずす。

⑧身居人以外の百姓なども希望者は人柄などを確認した上で組に入れて稽古させる。成績により身居の上昇や稽古場での脇差御免を認めれば意欲も出て、希望者も増えるのではないか。

⑨この意見書が採用された暁には地元の郡に帰り、同役と相談の上で組を編成し、名簿を作成・提出して、指示が有り次第に稽古に着手する。

ここで武芸勧諭の対象となっているのは小高取以下の身居保持者のうち夫役免除者であるが、場合によつては夫役負担の子弟や一般百姓まで拡大し、その際には身居上昇や稽古中の脇差御免などの特典を付けることが提案されている。これはこの前年末の淡路国における新農兵の徵募と同様に、上層農民等を対象とした一種の総動員体制に近いもので、単なる武芸奨励の枠を越えた、近い将来の動員を念頭に置いた軍事訓練の要素を持ったものである。

文末には「此武芸勧諭向之義、本メ相談之上承届條、早々申出之通取計可申事」と記されていることから、この意見書は藩当局から基本的に了承され、実施の運びとなつたと思われる。ただ、先に述べた三木晋一郎から古郷吉右衛門他宛の書簡からは、実

施に当たつては細々とした問題が発生したことが窺われる。なお、これと同様の文書が海岸線を持つ諸郡に対する布達として、すでに紹介されているが（三好昭一郎他1975）、関連性の解明がこれから課題であろう。

この「申上覚」と一緒に写されている「黄紙写」と注釈のある文書は次の通りである。

一、小高取以下身居有之者、年齢式拾歳より五拾歳迄ニ而、人柄宣布剣術達者ニいたし、師家免許相受申者、又、いまた免許ニハ不相到候而も業方丈夫ニ出来仕目録受居申者

一、山分殺生人、又者里方小鳥殺生いたし候者之内、年齢右同断ニ而、人柄宣布鉄炮達者ニ打候者右夫々身居・名面・年齢〇も相調、帳面ニいたし差出可申事

①小高取以下の身居を有する20歳から50歳までの者のうち、人柄が良く、剣術の免許皆伝もしくは目録を受けている者。②獵師などのうち、年齢右同断で人柄が良く鉄炮が達者な者。これらの者の身居・氏名・年齢を帳面にして提出せよ、というのである。

作成者・作成年代は書かれておらず、対象年齢も少し変わっているが、藩当局、もしくはその指示を受けて与頭庄屋等が出した、先の「申上覚」と関連の深い通達であると考えて間違いないであろう。この調査は全藩的に行われたと考えられるが、この調査の報告書と思われる文久3年5月の文書が、那賀郡小仁宇村（現那賀町）の庄屋秋本家などに残されている（徳島県立文書館寄託）。

幕末の動乱期、將軍家出身の藩主（当時の藩主蜂須賀^{なりひろ}齊裕は11代將軍徳川家斉の実子）を擁する大藩で、大坂湾防備の要衝である淡路島を領有する徳島藩は、朝廷・幕府の双方から期待を寄せられていた。安政元年（1854）には幕命により淡路島の由良・岩屋などへの砲台建設に着手し、文久2年には勅命により世子蜂須賀^{もちあき}茂韶（後に最後の藩



砲術稽古諸記録

主）が京都御守衛を名目に軍勢を率いて上京する。このような中で、身居保持者などの上層農民や獵師などが新たなる兵士の供給源として注目され、やがて農兵などの形で編成されていったものと考えられる。一般民衆が兵士として動員されるようになるのが我が国における「近代」の特色の一つであるが、徳島におけるこの面での「近代」はこのような形ではじまっていったのである。

ちなみに、古郷家文書の「申上覚」は「追々攘夷可被仰付御趣意」ではじまる。また、秋本家が管轄する与頭庄屋に提出したこの報告書には「為異船御手当御用」のためと明記されている。この面での「近代化」が、当時の時代のキーワードであった「攘夷」を旗印として推し進められていったことも興味深い。

おわりにかえて

三好市は地元関係者の努力により多くの古文書や歴史公文書が散逸の危機から免れた地域として知られている。我々地方史班の今回の調査活動は、これら先人の活動に大きく依拠したものである。我々の

調査成果が、地域の歴史資料保存活動と歴史像の解明に少しでもお役に立てれば幸いである。

最後になりましたが、貴重な史料の調査を快く承諾していただいた下川清氏。長年にわたり地域の歴史資料保存活動の第一線に立ち、今回の調査でも班員の一人として参加された大岩義雄氏。調査に全面的なご協力をいただいた三好市教育委員会の戸家誠氏と秋田愛子氏に心からのお礼を申し上げます。

（文責 徳野隆）

参考文献

- 池田町史編纂委員会編（1983）：『池田町史 上巻』池田町
西井治夫編（1982）：『井川町誌』井川町役場
山下待夫（1935）：『辻風土記』水石社
三好昭一郎他（1975）：『阿波の歴史』講談社
湯藤章皓（2008）：「庄屋・古郷家の成立について～古郷家系図
の作成を中心～」三好郷土史研究会『三好郷土史研究会誌』
第17号
三好市教育委員会・三好市郷土史研究会編（2009）：『井川古郷
家文書目録』井川古郷家文書整理委員会
菊川兼男（1978）：「淡路農兵隊の経緯」多田傳三先生古希記念
論集刊行会編『阿波文化論集』

※以下のページに下川家文書目録（別添）を掲載

Research of Archives in Miyoshi City, Tokushima, Japan

OOIWA Yoshio, KANNO Masashi, KINBARA Hiroki, SUDOU Shigeki, TERAMOTO Junko, TOKUNO Takashi, MACHIDA Tetsu,
MATSUSHITA Norihito, MATSUNAGA Tomokazu and MIYAMOTO Kazuhiro
* 6-9, Minamisakorokubancho, Tokushima 770-0036, JAPAN

Proceedings of Awagakkai, No. 62 (2019), pp. 93 – 102.

下川家文書目録

No	資料番号	標題(内容)	年月日	西暦	差出人	請取人	形態	寸法(mm)	備考	現状記録
1	0-1	御検地帳写 三吉郡之内我橋中屋名御検地帳写	慶長17年6月7日	1612	名本 彦十郎	0	タテ帳	301×226	0	慶長検地帳の封筒に入っていた
2	①-3	三吉郡之内我橋中屋名御検地帳写	慶長17年6月7日	1612	名本 彦十郎	0	タテ帳	245×172	0	慶長検地帳の封筒に入っていた
3	③-6	三吉郡之内我橋中屋名御検地帳写	慶長17年6月7日	1612	名本 彦十郎	0	タテ帳	306×228	0	慶長検地帳の封筒に入っていた
4	②-1	家人数之帳 中屋名	明暦2年10月11日	1656	0	0	タテ帳	256×175	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
5	⑥-2	家人数之帳 中屋名	明暦2年10月11日	1656	0	0	タテ帳	255×192	表紙に「昭和六年迄式七年トナル写」とあり	家人数改関係①の封筒に入っていた
6	②-9	(家数人数御改帳)	寛文12年12月9日	1672	中屋 三右衛門	喜田源内	タテ帳	321×213	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
7	③-3	美馬郡祖谷中屋名家数人数高井牛御改帳	延宝元年10月12日	1673	美馬郡祖谷山政所 喜多源内 他5名	森久兵衛 他2名	タテ帳	277×198	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
8	③-4	(中屋名家数人数高井牛御改帳)	延宝元年10月17日	1673	0	0	タテ帳	281×192	延宝2年 極月21日の奥書あり	家人数改関係①の封筒に入っていた
9	②-4	美馬郡祖谷山中屋名家数人数高井牛御改帳	享保9年7月4日	1719	0	0	タテ帳	235×170	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
10	②-13	(美馬郡祖谷山中屋名家数人数御改帳控)	享保10年7月8日	1725	中屋名主 理平	喜多源内	タテ帳	285×189	享保10年8月21日の奥書あり	家人数改関係①の封筒に入っていた
11	①-7	美馬郡祖谷山家数御改帳中屋名	享保12年3月21日	1727	中屋名主 理平	喜田源治	タテ帳	242×164	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
12	⑤-2	五年切元大豆返シ壳 渡申田地書物事	宝暦3年10月16日	1753	祖谷山中屋名主 壱主 長兵衛	同所 覚二	一紙	282×605	奥書あり	家人数改関係①の封筒に入っていた
13	②-11	家数人数御改帳(祖谷山中屋名)	明和6年9月21日	1769	中屋名主 亀太郎	青山武八郎	タテ帳	252×165	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
14	⑥-1	家数人数御改帳写	明和6年9月21日	1769	中屋名主 亀太郎	青山武八郎	タテ帳	257×172	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
15	③-1	祖谷山名主共成立	明和7年	1770	喜多源内	0	タテ帳	284×207	0	明和成立の封筒に入っていた
16	⑤-1	五年切元証文通り	天明元年11月21日	1781	中屋名主 佐平太	同(中屋) 吉之助	一紙	275×301	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
17	②-5	家数人数御改指出シ帳(中屋名分)	天明4年7月29日	1784	中屋名主 佐平太	喜多源内	タテ帳	238×160	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
18	②-12	家数人数御改指出帳(中屋名)	天明4年7月29日	1784	0	0	タテ帳	252×161	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
19	②-8	祖谷山中屋名地高物成査料銀高指出帳	寛政3年7月	1791	中屋名主 佐平太	喜多源内 他2名	タテ帳	268×176	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
20	①-2	神社家筋高家数御改覚帳	寛政5年8月8日	1793	中屋名主 佐平太	喜多源内	タテ帳	256×173	綴じ外れ 付箋あり	家人数改関係①の封筒に入っていた
21	③-7	神社家筋高家数御改覚帳	寛政5年8月8日	1793	中屋 佐平太	0	タテ帳	242×158	0	家人数改関係①の封筒に入っていた
22	②-3	棟付人改指出御帳	享和3年3月14日	1803	仲屋名主 利兵衛	0	タテ帳	248×163	0	棟付人改関係②の封筒に入っていた
23	①-15	覚(山城谷より中屋名主利兵衛方へ養子假証文写送付の件)	文政7年11月	1824	山城谷庄屋 深川源 []	喜多源五左衛門	一紙	248×645	0	棟付人改関係②の封筒に入っていた
24	⑤-10	覚(山城谷より中屋名主利兵衛方へ養子假証文写送付の件)	文政申(7)年11月	1824	山城谷庄屋 深川源十郎	喜多五左衛門	一紙	248×895	①-15の写	棟付人改関係②の封筒に入っていた
25	①-11	御年貢小割帳 写	文政8年10月	1825	中屋金之丞	0	タテ帳	242×162	作成済みの目録では、①-11～14として年代ごとに収録していると思われる。	棟付人改関係②の封筒に入っていた
26	①-8	宗門就御改名中下調仕指上帳	弘化2年8月	1845	中屋名主 下川(ママ)虎次	喜多源内 他3名	タテ帳	232×161	下川は中尾の誤り	棟付人改関係②の封筒に入っていた
27	①-10	祖谷山中屋名人調帳	弘化3年正月	1846	下川虎次	喜多源内 他2名	タテ帳	246×171	0	棟付人改関係②の封筒に入っていた
28	④-24	覚(宍料・夫役宍料等上納分請取)	嘉永元年10月	1848	喜多源内 他4名	中屋虎次	一紙	267×384	0	査宍料関係文書の封筒に入っていた
29	④-21	覚(救助銀22匁請取)	嘉永2年10月27日	1849	峯喜代太	中屋勝次	一紙	242×147	0	査宍料関係文書の封筒に入っていた
30	④-22	覚(宍料・夫役宍料等上納分受取)	嘉永2年10月	1849	喜多源内 他4名	中屋名主 虎次	一紙	275×385	綴じ穴あり	査宍料関係文書の封筒に入っていた
31	②-6	中屋名西佐古御年貢帳扣	(嘉永4年3月2日)	1851	祖谷山中屋名卒下川庫十郎	百姓 下川貞吉 下川竜次	タテ帳	233×164	明治5年4月に写す	棟付人改関係②の封筒に入っていた

No	資料番号	標題（内容）	年月日	西暦	差出人	請取人	形態	寸法(mm)	備考	現状記録
32	④-15	覚（宍料・夫役宍料等上納請取）	嘉永4年10月	1851	喜多源内 他3名	中屋名主 中屋虎次	一紙	275×393	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
33	④-23	覚（救助銀請取）	嘉永6年10月28日	1853	峯喜代太	中屋虎次	一紙	245×193	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
34	①-19	宗門就御改名中下調仕指上帳	嘉永7年8月10日	1854	中屋名主 中屋虎次	喜多源内 他3名	タテ帳	236×171	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
35	①-20	御年〔貢脱カ〕取立帳	安政4年10月27日	1857	中屋名	0	タテ帳	245×167	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
36	④-12	覚（宍料・夫役宍料等上納請取）	安政4年10月	1857	喜多源内 他4名	中屋名主 中屋勝次	一紙	275×391	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
37	①-17	御年貢取立帳 中屋名	安政5年10月	1858	0	0	タテ帳	247×168	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
38	④-19	覚（宍料・夫役宍料等上納請取）	安政6年10月	1859	喜多源内 他5名	中屋名主 中屋勝次	一紙	276×394	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
39	①-4	御年貢取立帳	万延元年10月26日	1860	中屋倉右衛門	0	タテ帳	245×167	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
40	④-16	覚（宍料・夫役宍料等上納請取）	万延元年10月27日	1860	喜多源内 他5名	中屋名主 中屋虎次	一紙	275×396	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
41	①-22	祖谷山中屋名人調帳	文久2年8月15日	1862	中屋名主 下川倉右衛門	0	タテ帳	248×171	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
42	①-21	祖谷山中屋名人調帳	文久4年正月21日	1864	中屋名主 下川虎次	喜多源内 他2名	タテ帳	245×172	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
43	④-11	覚（宍料・夫役宍料等上納分請取）	元治元年10月27日	1864	喜多源内 他3名	中屋名主 中屋虎次	一紙	275×402	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
44	⑤-3	乍恐奉願上覚（いやしき等取調願い）	慶応元年6月	1865	中屋名主 中屋虎次	喜多源内 他2名	一紙	243×903	奥書あり	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
45	④-8	覚（宍料・夫役宍料等上納分請取）	慶応2年10月28日	1866	喜多源内 他3名	中屋名主 中屋勝次	一紙	279×395	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
46	④-9	覚（小懸物・敷床銀上納分請取）	慶応3年10月26日	1867	政処取立処	下川勝次	一紙	241×264	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
47	④-10	覚（検査料49挺9歩3厘5毛他上納分受取）	慶応3年10月26日	1867	喜多源内 他3名	中屋名主 下川倉右衛門 同虎次	一紙	277×397	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
48	②-7	御年貢取立帳	慶応4年10月28日	1868	中屋 倉右衛門	0	タテ帳	244×168	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
49	④-20	覚（宿料・宗門造用等請取）	(近世後期) 10月27日	0	政所取立所	中屋虎次	一紙	239×271	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
50	④-7	覚（寅年分中尾名小懸物受取）	(近世後期) 10月28日	0	取立処	中屋勝次	一紙	243×224	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
51	④-4	覚（辰年分中屋名小懸物請取）	(近世後期) 10月29日	0	政処取立処	中屋名名主	一紙	240×185	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
52	①-9	(棟付改略書)	(近世後期)	0	中屋名主 下川虎次扣	0	タテ帳	242×167	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
53	①-25	(年貢取立帳)	(近世)	0	0	0	タテ帳	245×168	0	明治(4年)以降への封筒に入っていた
54	②-2	(中屋名人数高改帳写)	(近世)	0	0	0	タテ帳	255×165	寛永8年か末尾に近代の書き込みあり	明治(4年)以降への封筒に入っていた
55	②-16-1	(人数改帳写カ)	(近世)	0	0	0	タテ帳	247×173	前欠	明治(4年)以降への封筒に入っていた
56	②-16-2	(中屋名主家族報告)	(近世)	0	0	0	一紙	249×213	後欠	明治(4年)以降への封筒に入っていた
57	③-2	(中屋名棟付略写)	(近世)	0	0	0	タテ帳	301×211	破損あり	明治(4年)以降への封筒に入っていた
58	④-2	覚（検査料・夫役宍料等上納分請取）	明治元年10月29日	1868	喜多伊一郎 他2名	中屋名名主	一紙	271×391	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
59	①-1	美馬郡祖谷山中屋名敷書抜帳	明治2年6月	1869	沢口二兵衛	0	タテ帳	245×168	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
60	①-23	祖谷山中屋名人調帳	明治2年8月12日	1869	中屋名主 下川倉右衛門	喜多伊一郎 他2名	タテ帳	243×166	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
61	④-6	覚（検査料・夫役宍料等上納分請取）	明治2年10月28日	1869	喜多伊一郎 他2名	中屋名主	一紙	244×406	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
62	①-16	祖谷山中屋御竿外地正所務并人数取調子指上帳	明治3年11月	1870	美馬郡祖谷山中屋名主 下川虎次	民政御役所	タテ帳	245×168	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた

No	資料番号	標題(内容)	年月日	西暦	差出人	請取人	形態	寸法(mm)	備考	現状記録
63	④-1	算(検査料・夫役穴料等上納分請取)	明治3年10月28日	1870	喜多源内 他2名	中屋名主	一紙	245×320	0	検査料関係文書の封筒に入っていた
64	①-24	祖谷山中屋名御竿外地正所務并人数取調子指上帳	明治3年11月	1870	中屋名主 下川虎次		0 タテ帳	232×171	0	棟付人数改関係②の封筒に入っていた
65	⑤-6	乍恐株書ヲ以奉願(切畠壳渡・検林のこと)	明治4年3月4日	1871	下川倉十郎	民政御処	一紙	245×315	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
66	①-5	済口書物之写(双方地境見分につき)	明治5年9月12日	1872	中屋名ノ 下川倉右衛門 他1名	小野寺源次郎	タテ帳	242×170	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
67	①-6	頼母子請連中名面銀取立帳	明治5年	1872	発記人 下川庫十郎		0 タテ帳	243×165	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
68	⑧-1	地券御帳(26枚)	明治13年6月～明治15年7月	1880		0	ヨコ帳?	252×327	0	綴地券の封筒に入っていた
69	⑨-1	地券(宅地)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
70	⑨-2	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
71	⑨-3	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
72	⑨-4	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
73	⑨-5	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
74	⑨-6	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
75	⑨-7	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
76	⑨-8	地券(田)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
77	⑨-9	地券(畠)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
78	⑨-10	地券(畠)	明治13年6月	1880		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
79	⑨-11	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
80	⑨-12	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
81	⑨-13	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
82	⑨-14	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
83	⑨-15	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
84	⑨-16	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
85	⑨-17	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
86	⑨-18	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
87	⑨-19	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
88	⑨-20	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
89	⑨-21	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
90	⑨-22	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
91	⑨-23	地券(山林)	明治15年7月	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
92	⑨-25	地券(山)	明治15年	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
93	⑨-26	地券(山)	明治15年	1882	金子仕渡人 大川倉十郎 他2名	下川佐平太	一紙	245×323	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
94	⑨-27	地券(山)	明治15年	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
95	⑨-28	地券(山)	明治15年	1882		0 下川庫十郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
96	⑤-7	仕渡申金子確預之証	明治16年10月19日	1883		下川佐平太	一紙	245×323	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
97	⑨-24	地券(山林)	明治20年3月	1887		0 平石龜三郎	一紙	252×327	0	地券バラの封筒に入っていた
98	⑥-4	(金子借用証綴)	(明治20年代)	0		0 綴		262×175	0	明治(4年)以降への封筒に入っていた

No	資料番号	標題（内容）	年月日	西暦	差出人	請取人	形態	寸法(mm)	備考	現状記録
99	⑦-1	学習証書	明治33年3月24日	1900	吾橋尋常小学校	下川農登	一紙	192×261	0	0
100	⑦-2	学習証書	明治34年3月27日	1901	吾橋尋常小学校	下川農登	一紙	248×345	0	0
101	⑦-3	学習証書	明治35年3月24日	1902	吾橋尋常小学校	下川農登	一紙	191×256	0	0
102	⑦-4	卒業証書	明治36年3月24日	1903	吾橋尋常小学校	下川農登	一紙	276×371	0	0
103	⑦-5	修業証書	明治39年3月24日	1906	三名村立下名尋常高等小学校	下川農登	一紙	259×328	0	0
104	⑥-6	寺子教訓書	明治41年正月8日	1908	下川佐平太	0	タテ帳	243×168	表紙裏に「明治四十三年大板分長寺岡彦太郎」とあり	不明の内幕末の封筒に入っていた
105	⑥-5	明治八年以來起亡父虎次長男 戸籍写当村百七拾六番屋敷士族下川庫十郎 天保参年〔 〕欠	(明治中期)	0	0	0	綴	272×207	昭和20年まで戸籍2通合綴個人情報のため閲覧不可	明治(4年)以降～の封筒に入っていた
106	②-15	丈量図	(明治)	0	0	0	一紙	170×316	別紙に「此所有者 下川庫十郎」とあり	不明の内幕末の封筒に入っていた
107	②-10	大正十四曆	(大正14年)	1925	0	0	タテ帳	285×200	歴代当主の没年・名前・相続などの記入あり	不明の内幕末の封筒に入っていた
108	⑥-3	(年代・棟付略写・戒名等書上)	(昭和後期)	0	0	0	綴	261×181	0	明治(4年)以降～の封筒に入っていた
109	④-13	覚(小懸・敷床銀請取)	子年10月27日	0	政所取立所	下川勝次	一紙	245×185	0	松宍料関係文書の封筒に入っていた
110	⑤-8	付主任(私願出まつもと地所、当山五人組願いの件)	(寅年11月)	0	0	0	一紙	238×504	絵図あり	不明の内幕末の封筒に入っていた
111	④-3	覚(高懸・明暗寺吹笛料請取)	巳年10月28日	0	峯勘兵衛	下川倉右衛門	一紙	245×159	0	松宍料関係文書の封筒に入っていた
112	④-5	覚(中屋名小懸物受取)	巳年10月28日	0	政処取立処	中屋名名主	一紙	245×183	0	松宍料関係文書の封筒に入っていた
113	④-14	覚(宿料・宗門造用等請取)	巳年10月28日	0	政所取立処	下川倉右衛門	一紙	245×274	倉右衛門は、文久2年～明治5年まで当主であったとされる	松宍料関係文書の封筒に入っていた
114	⑤-5	乍恐奉願上覚(私先祖彦十郎請之御竿外地西ノ岡と申土地二御届之扣)	辰年10月20日	0	美馬郡祖谷山中屋名主 下川庫右衛門	美馬三好御郡代様御手代 竹内亮助他1名	一紙	240×902	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
115	④-18	覚(宿料・宗門造用等請取)	未年10月27日	0	政所取立処	中屋倉右衛門	一紙	245×323	0	松宍料関係文書の封筒に入っていた
116	④-17	覚(宿料・宗門代等請取)	申年10月27日	0	取立処	下川勝次	一紙	243×204	0	松宍料関係文書の封筒に入っていた
117	④-25	覚(宿料・宗門造用等請取)	申年10月28日	0	取立処	□(中)屋虎次	一紙	239×241	虎次は、文政9年～文久元年まで名主であったとされる	松宍料関係文書の封筒に入っていた
118	⑤-4	奉申上覚(家数人数御改につき)	亥年8月9日	0	中屋名主 中屋虎次	政所御當所	一紙	246×800	0	不明の内幕末の封筒に入っていた
119	①-18	覚(宿料・宗門造用等請取)	亥年10月28日	0	政処取立所	中屋虎次	一紙	245×225	0	松宍料関係文書の封筒に入っていた